

# 山口県報

平成19年  
11月16日  
(金曜日)

## 目次

告示

保安林の指定(森林整備課)……………一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)  
(河川課)……………一

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)……………三

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………三

国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区)の換地処分(農村整備課)……………四

雑報

争議行為の通知……………四

### 山口県告示第五百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林の所在場所

下関市大字内日上字畑五八一、字迫五八七の一、五八七の二、五九〇、五九五、五九七から五九九まで、豊北町大字粟野字兵治ケ原一八三四、一八三七

山陽小野田市大字厚狭字秋山一三二二、一三八九の二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第五百八十号

#### 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

##### (一) 履行場所 美祢市内

##### (二) 業務の概要

経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年十一月十五日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四四九番地の五

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月十六日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、美祢土木事務所(電話〇八三七七五二一一〇五)

にすること。

山口県告示第五百八十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、川棚川水系川棚川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 川棚川水系川棚川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 下関市豊浦町大字川棚地内  
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年十一月十五日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月十六日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、下関土木建築事務所(電話〇八三二―二二二―七二〇一)にすること。

山口県告示第五百八十二号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月十九日から施行する。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

三の(二)中、「並びに株式会社もみじ銀行小倉支店」を、「株式会社もみじ銀行小倉支店並びに広島信用金庫大竹支店」に改め、三の(三)中、「株式会社もみじ銀行小倉支店」の下

に「及び広島信用金庫大竹支店」を加える。



(五五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月六日山口県公告(三四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店  
所在地 山口市小郡下郷二二三三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五五八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年七月六日山口県公告(三四九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府  
所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(五五九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年七月六日山口県公告(三五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンパル

所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(五六〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区寺畑換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年十月三十日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七條第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 年末一時金の要求に関する件

(二) 諸手当の改善の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

(四) 増員の要求に関する件

二 日時

平成十九年十一月十八日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年十一月十六日印刷  
平成十九年十一月十六日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)